

公益社団法人砂防学会研究助成取扱規程

(総則)

第1条 この規程は、公益社団法人砂防学会（以下「学会」という。）が行う研究助成事業について適用するものとする。

(助成の対象)

第2条 助成の対象となる調査研究は、砂防学及び砂防事業の発展に寄与し、その成果が国土の保全、国民生活の安全、学術文化の進展と社会の発展等に寄与することが期待される調査研究（以下「調査研究」という。）とする。

2 助成対象者は、個人又は複数の研究者あるいは団体（以下「研究者」という。）とし、砂防学会の会員であるか否かを問わない。

(助成課題の募集)

第3条 研究開発部会は、理事会の承認を経て、助成を行う前年度に、助成の対象とする調査研究課題を公募するものとする。

2 調査研究課題の公募は、別途定める公募要領に基づき、学会誌、学会のホームページ等を通じ行わなければならない。

(助成課題の審査)

第4条 研究開発部会は、助成の対象となる調査研究課題を選考し、理事会に推薦するとともにその助成額を提案する。

2 調査研究課題の選考は、別途定める研究助成審査要領に基づいて行う。

(助成の決定)

第5条 理事会は研究開発部会の推薦に基づき、助成の対象となる研究者（調査研究課題）と助成額を決定する。

2 助成の対象となる研究者（調査研究課題）の決定の審議に当たり、理事が当該助成の対象となる研究者であるか、またはその利害関係者である場合は、当該理事は助成の対象となる研究者（調査研究課題）の決定審議に加わることはできない。

(助成の決定の通知および周知)

第6条 砂防学会は、助成の対象となる調査研究課題及び研究者が決定された場合は、本人に文書で通知するとともに、学会誌、ホームページ等で課題名、研究者名、助成金等を周知しなければならない。

2 助成の対象となる研究者は、調査研究の目的及び内容ならびに経費その他必要な事項を記載した助成金の交付の申請書を、学会長に提出しなければならない。

(助成の範囲)

第7条 助成の範囲は、別途定める「(公社)砂防学会研究助成事業実施の手引き」によるものとする。

(報告)

第8条 助成を受けた研究者は、その対象となった調査研究が終了したとき、すみやかに学会にその成果の概要書及び助成金収支明細書を提出しなければならない。

(成果の所属)

第9条 助成を受けた調査研究の成果は、その助成を受けた研究者に属する。

(成果の公表)

第10条 助成を受けた研究者は、調査研究の成果の概要を、砂防学会誌の「報告」に投稿して発表しなければならない。この報告は依頼原稿扱いとするので、非会員も投稿可能である。なお、若手研究助成の場合には成果の概要を砂防学会研究発表会において発表することも良い。

2 助成を受けた研究者は、前項に係ることについて報酬等を求めることができない。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。